

官報

號外 昭和十年三月二日

○第六十七回貴族院議事速記第十二號

帝國議會

昭和十年三月一日(金曜日)午前十時二十四分開議

議事日程 第十二號

昭和十年三月一日

午前十時開議

第一 北洋漁業取締法案(政府提出)

第一讀會

第二 國際文化事業ニ關スル經費支辨

ニ關スル法律案(政府提出、衆議院

送付) 第一讀會

第三 造幣局ノ廳舎、工場其ノ他ノ用

ニ供スル建物及其ノ附屬設備ノ新營

費ニ關スル法律案(政府提出、衆議

院送付) 第一讀會

第四 東京高等農林學校及函館高等水

產學校ノ創設ニ伴フ帝國大學特別會

計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ

關スル法律案(政府提出、衆議院送

付) 第一讀會

第五 日本銀行金買入法中改正法律案

(政府提出、衆議院送付) 第一讀會

第六 朝鮮銀行法中改正法律案(政府

提出、衆議院送付) 第一讀會

第七 臺灣銀行法中改正法律案(政府

提出、衆議院送付) 第一讀會

官報號外 昭和十年三月二日

貴族院議事速記第十二號

議長ノ報告

會議

北洋漁業取締法案

第一讀會

一一七

第八 家祿賞典給與未済ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會

第九 郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案(衆議院提出) 第一讀會

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致サセマス

〔角倉書記官朗讀〕

去月二十五日本院ニ於テ可決シタル左ノ建議ハ文書ヲ以テ即日之ヲ政府ニ呈出セリ

東京ニ於テ第十二回國際オリムピック大會開催ノ件ニ關スル建議

同日本院ニ於テ採擇スルコトヲ議決シタル第二期林野治水計畫實現促進ニ關スル請願

外十一件ノ請願ハ各々意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

去月二十六日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

北洋漁業取締法案

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關スル法律案

造幣局ノ廳舎、工場其ノ他ノ用ニ供スル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案

臺灣銀行法中改正法律案

朝鮮銀行法中改正法律案

日本銀行金買入法中改正法律案

書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案

創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案

東京高等農林學校及函館高等水產學校ノ創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案

家祿賞典給與未済ニ關スル法律案

郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案

北洋漁業取締法案

北洋漁業取締法案

東京高等農林學校及函館高等水產學校ノ創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第一、北洋漁業取締法案、政府提出、第一讀會、山崎農林大臣

朝鮮銀行法中改正法律案

臺灣銀行法中改正法律案

同日委員長ヨリ豫算委員第六分科擔當委員藤原銀次郎君ヲ第一分科兼務委員ニ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ

同日內閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第六十七回帝國議會內務省所管事務政府委員

去月二十七日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

兵役法中改正法律案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

請願文書表(第六回報告)

去月二十八日內閣總理大臣ヨリ左ノ通政府委員仰付ケラレタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第六十七回帝國議會外務省所管事務政府委員

外務省歐亞局長 東郷 茂徳君

○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、本會期中、議案配付後及各讀會ノ間ニ於ケル定規ノ日數ヲ短縮シテ議事ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス

北洋漁業取締法案

右

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十年二月二十六日

內閣總理大臣 岡田 啓介

外務大臣 廣田 弘毅

農林大臣 山崎達之輔

北洋漁業取締法案

北洋漁業取締法案

第一條 本法ニ於テ會社ト稱スルハ第六條ニ規定スル條約ニ基キ漁業ヲ營ム株式會社ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ

又ハ命令ヲ以テ指定スル母船式漁業ヲ營ム株式會社ニシテ主務大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第二條 會社ノ取締役及監査役ノ選任及解任、定款ノ變更、利益金ノ處分、社債ノ募集、合併並ニ解散ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ所有スル重要財産ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ

前項ノ重要財産ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ營業年度毎ニ事業計畫ヲ定メ主務大臣ノ

認可ヲ受クベシ事業計畫ヲ變更セント
スルトキ亦同ジ

主務大臣ハ會社ノ業務又ハ財産ノ狀況
ニ關シ検査ヲ爲シ又ハ報告ヲ命ジ其ノ
他監督上必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第四條 主務大臣ハ會社ニ對シ命令ノ定
ムル所ニ依リ北洋漁業ノ維持開發又ハ
統制ノ爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ
得

第五條 會社ノ決議又ハ其ノ取締役若ハ
監督役ノ行爲法令、主務大臣ノ命令若
ハ定款ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ム
ルトキハ主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ、
取締役若ハ監督役ヲ解任シ又ハ會社ノ
業務ヲ停止スルコトヲ得

第六條 命令ヲ以テ指定スル條約ニ基キ
漁業ヲ營ミ又ハ漁業權ヲ取得セントス
ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣
ノ認可ヲ受クベシ

第七條 前條ノ認可ヲ受ケズシテ漁業ヲ
營ミ若ハ營マントシ又ハ漁業權ヲ取得
シ若ハ取得セントシタル者ハ一年以下
ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第八條 本人ノ漁業ノ經營又ハ漁業權ノ
取得ニ關シ其ノ代理人、戶主、家族、
同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ本法ニ
違反シタルトキハ本人ハ自己ノ指揮ニ
出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルル
コトヲ得ズ

本法ノ罰則ハ其ノ者ガ未成年者又ハ禁
治產者ナルトキハ之ヲ法定代理人ニ適

用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能
力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ
在ラズ

前二項ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處ス
ルコトヲ得ズ

第九條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナル
トキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ義
務ヲ執行スル役員ニ之ヲ適用ス

第十條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本
店、主たる事務所若ハ住所ヲ有スル者
又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業
者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲
ニモ之ヲ適用ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
〔國務大臣(山崎達之輔君)演壇ニ登ル〕

○國務大臣(山崎達之輔君) 只今御上程ニ

ナリマシタ北洋漁業取締法案ノ、提案理
由ヲ御説明申上ゲマス、現在我ガ北洋漁業
ニ於キマシテ重キヲナシテ居リマスノハ、
御承知ノ通り露領漁業及鮭鱒等ノ母船式漁
業デゴザイマス、露領漁業ハ我ガ國ガ其漁
業權ヲ獲得イタシマシテ以來、權益維持ニ
關シマスル官民不斷ノ努力ニ依リマシテ、
今日ノ情況ヲ呈スルニ至ッテ居ルノデアリ

マス、又母船式漁業ハ近來發展イタシマシ
タ漁業デゴザイマシテ、露領漁業ト相俟チ
マシテ、北洋ニ於ケル我ガ漁業ノ開發上、
重要ナル地位ニアルモノデゴザイマス、然
ルニ是等漁業ノ從來ノ經過ヲ見マスルニ、
關係漁業ノ間ニ動モスレバ統制ヲ缺キマス

ル結果、或ハ對外的行動ニ一致ヲ缺キ、或
ハ資源ノ永續性ヲ害シ、又或ハ販賣輸出上
ニ不利ヲ招キマスル等、内外兩方面ニ互リ
マシテ權益ノ維持進展上、遺憾ノ點少カラ

ザルモノガアルノデゴザイマス、政府ハ先
年來此弊ヲ矯正イタシマスル爲ニ、關係當
業者ヲ指導誘掖イタシマシテ、企業合同ノ
機運ヲ促進スルニ努メタ次第デゴザイマス
ルガ、是等ノ漁業及漁業者間ノ統制監督ニ

關シマシテ、其準備スベキ法規ノ不備ナル
ガ爲ニ、各般ノ禍因ヲ除去スルコトガ困難
ナ事情ガ存スルノデゴザイマス、之ガ爲ニ
北洋漁業ノ基礎ニ、動モスレバ憂フベキ現

象ヲ避クルコトガ出來ナイト云フヤウナ嫌
モ免レナイノデゴザイマス、此ヲ以チマシ
テ政府ハ本案ニ依リマシテ、北洋漁業ノ主
力的經營主體デアリマスル株式會社ヲ、政

府ノ特別ナル監督ノ下ニ立タシメマシテ、
本漁業ノ特殊性ニ基イテ、國家的立場ニ於
テ事業ヲ運營セシメマシテ、北洋漁業ノ基
礎ヲ鞏固ニ致シ、其維持發展ヲ圖ルコトニ
致シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上、
御協賛アラムコトヲ御願イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 別ニ御質疑ガナ
ケレバ、本案ヲ付託スベキ特別委員ノ氏名
ヲ、書記官ヲシテ朗讀イタサセマス

(小林書記官朗讀)

北洋漁業取締法案特別委員

侯爵德川 義親君 伯爵有馬 賴寧君

子爵保科 正昭君 犬塚勝太郎君

男爵赤松 範一君 男爵三須 精一君

宮田 光雄君 次田大三郎君
松本勝太郎君

○議長(公爵近衛文麿君) 日程第二、國際
文化事業ニ關スル經費支辨ニ關スル法律
案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、廣
田外務大臣

國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關ス
ル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ送付候也
昭和十年二月二十六日

衆議院議長 濱田 國松

貴族院議長公爵近衛文麿殿

國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關ス
ル法律案

國際文化事業ニ關シ必要ナル費用ヲ支辨
スル爲政府ハ當分ノ内毎年度該經費ノ豫
算定額ニ相當スル金額ヲ限リ大正十二年
法律第三十六號ニ依リ特別會計ニ屬スル
資金ヲ繰替使用スルコトヲ得

附則

本法ハ昭和十年度ヨリ之ヲ施行ス

參照

大正十二年法律第三十六號ハ對支文化
事業特別會計法ナリ

(國務大臣廣田弘毅君演壇ニ登ル)

○國務大臣(廣田弘毅君) 只今議題トナリ
マシタ國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關
スル法律案、提出ノ理由ヲ御説明申上マ

ス、元來國際間ノ理解ヲ進ムル爲ニハ、各國相互ニ其獨自ノ文化ヲ諒解シマスルコトガ與ツテ力アルノミナラズ、諸外國ニ於キマシテモ、我が文化ヲ知ラムトスル風潮ノ起リテ居ルノヲ認メマシテ、政府ハ昨年以來朝野相應ジ、日本文化宣傳ノ施設ニ著手シテ居ッタノデアリマスガ、國際聯盟退後ノ形勢ハ、益々此種ノ施設ノ必要ヲ痛感イタシマスノデ、今回昭和十年度ノ豫算ニ於キマシテ、之ニ要スル經費百萬圓ヲ計上シタノデアリマス、而シマシテ之ガ經費ノ支辨ニ付キマシテハ、大正十二年ノ法律第三十六號ニ依ル特別會計ニ屬スル資金ノ情況ニ鑑ミマシテ、當分ノ中、其資金ヲ繰替使用スルコトヲ適當ト認メタノデアリマスノデ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○議長(公爵近衛文麿君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、田中館愛橘君

(田中館愛橘君演壇ニ登ル)

○田中館愛橘君 只今議題トナリマシタ國際文化宣傳ノ爲ニ豫算ガ提出サレテ居マス、此事ニ付キマシテハ、豫テヨリ斯カル事業ノ行ハレムコトヲ希望イタシテ居リマシタ私トシマシテ、本案ノ提出サレタコトヲ喜ブ者デアリマス、就キマシテ衆議院ニ於テ此問題ノ議セラルル時ニモ拜聽イタシマシテ、又速記録ニ依リテ、多數ノ御意見ガ之ニ付テ述ベラレタコトモ承知イタシ、又之ニ付テ外務大臣ノ御意見モ篤ト拜見イ

タシマシタ、尙ホ此外ニ私ノ伺ヒタイト思フコトガアリマスノデ、此議場ヲ煩シタ次第デゴザイマス、諸文化ヲ宣傳スルト申シマスルナラバ、其文化其モノ、今日我國ニ於ケル所ノ文化其モノハ今日ノ儘デ宣傳シテ宜シイカ、或ハ之ヲ外國ニ宣傳スル爲ニハ、所謂他所行キニスル爲ニ、之ヲ修飾スルト申シマスルカ、或ハ改良ヲ加フル所ノ必要ハナイカ、之ガ第一ノ疑問デアリマス、文化ハ申スマデモナク日々進ンデ居リマス、我國デモ進メバ、又世界ニ於テモ進ンデ居ル、殊ニ近來ハ學術ノ進歩ト共ニ交通機關ノ發達ニ伴ヒマシテ、其進化殊ニ著シイノデアリマス、茲ニ於テ古キヲ改メテ新シキニ就クト云フコトニ付キマシテ、其古キモノノ如何ナル所ヲ尊重シテ之ヲ保存スベキカ、如何ナル所ノモノハ改ムベキデアルカト云フコトハ大切ナル問題デアラウト思ヒマス、又新シキモノヲ採ルト致シマシテモ、單ニ珍シイモノヲ採ルト云フダケデナシニ、遠ク過去未來ノコトヲ考ヘテ、正當ナル判斷ヲ下シテ採ルベキデアラウト存ジマス、只今ノ我が社會ノ狀態ヲ申シマスルナラバ、此新舊思想、舊ニ偏ツタ方ノ思想ト、新シク進マウト云フ方ノ思想ノ衝突混亂ヲ來シテ居ル有様デアリマス、其影響ハ當議場ニ於テモ窺ハルル所デアリマス、之ニ正當ナル判斷ヲ下シ、國民ヲ指導スルニハ政府當局ノミデハ勿論足ラヌト思ヒマス、國民ノ上流ニ在ル所ノ指導者、知識階級ガ冷靜ニ之ヲ考ヘテ、我が文化ヲ指導シテ行

カナケレバナラヌト云フ大切ナ機運ニ、我が立ッテ居ルト思ヒマス、加フルニ只今ハ、非常時ト云フコトデアリマシテ、國民一致、舉國一致ノ要求ヲ眼前ニ控ヘテ居リマス、而シテ此舉國一致ヲ眞ニ表現セムトスレバ、如何ニシテモ此思想ノ混亂ヲ取り避ケルト云フ必要ガアラウト存ジマス、之ヲ如何ニ指導スベキカ、今日大體ヲ窺ヒマスト、今迄ノ進化ノ仕方ハ物質文明ヲ餘リニ急イデ採入レ過ギタ、其弊害ニ行詰ツテ居ル、故ニ精神文化、精神方面ノ教育ニ力ヲ入レテ之ヲ矯メナケレバナラヌト云フヤウニ窺ヒマス、是モ餘程ノ注意ヲ要スルコトト思ヒマス、若シ一歩ヲ誤レバ或ハ角ヲ矯メムト欲シテ牛ヲ殺スト云フヤウナコトニ立至ラヌトモ限リマセス、所謂物質文明ナルモノハ精神文明ノ具體化シタ現レデアル、能ク哲學者ノ申シマス有形無形是レ一ナリト、有形ト無形ト區別スル如キ凡人ノスルコトデアアル、今日ノ物質文明ナルモノハ、即チ精神文明ノ生ミ出シタ所ノモノニ違ヒナイノデアリマス、新聞ヲ見マスルト云フト、國際文化振興會ニ於テハ、「外國ハ日本ニ何ヲ求ムルカ」ト云フコトヲ御相談ニナッテアルヤウニ見受ケマス、外國ガ何ヲ求ムルカト申シマシテモ、外國ト申シマシテモ色ニアル、又一箇國ニ於テモ所謂「ツーリス」ノ如キ普通ノ人ノ求メムトスルモノト、上流ノ知識階級ノ者ノ求メムトスルモノト、求ムル所各、異ルノデアリマス、實ハ此ノ何ヲ求メムトスルカト云フダケデモ大問

題デアラウト思ヒマス、諸テ此何ヲ求ムルカラ考ヘテ、其求ムル所ノモノニ應ジテ我が文化ヲ進メ、之ヲ宣傳シテ宜シイカ、或ハ求メザル所ノモノト雖モ、我ヨリ進ンデ之ヲ知ラシメムトスル所ノモノハナキカ、此問題デアリマス、今日世上ニ論ゼラレテ居リマス所ノモノヲ見マスと云フト、文藝トカ、美術品トカ云フヤウナモノガ出デ居リマス、衆議院ニ於テモ確カ栗原君ノ御演說ニアツタト思ヒマスガ、是等ノモノハ文化其物ニ非ズシテ、文化ノ副産物デアアル、是等ノ副産物ハ美術品ト言ヘバ、美術品ヲ扱フ所ノ商人ハ日本ニモ外國ニモ居ッテ、拔目ナク何ヲ求ムルカラ搜シテ之ヲ賣リ弘メテ居リマス、又藝術ニシマシテモ演藝トカ、役者トカ、歌手トカ云フヤウナモノハ、外國人ノ望ム所ヲ見テ如オナク弘メテ居ル、是等ニ對シテ之ヲ助長、補助スルト云フヨリハ、寧ロ是等ノ進ムベキ正當ノ軌道ヲ示スベキデハナイカト本員ハ考フルノデアリマス、政府ニ於テハドウ云フ御考デアリマスルカ、其邊モ伺ッテ置キタイト思ヒマス、日本ノ事ヲ知ルモノハ澤山ニ、新聞記者トカ、「ツーリス」ト「視察員」等ノ者ハ參リマスガ、ソレト變ッテ單ニ歐羅巴ノ片隅ニ居ッテ、却ッテ是等ノ人以上ニ日本人ノ性質ヲ深く見抜イテ居ル者ノアルト云フコトヲ一言申シタイノデアリマス、此實例ト致シマシテ、前世紀ノ終ニ「デンマーク」ニ參リマシタ、「デンマーク」ノ物理學者「クリシチアンゼン」氏ヲ訪問イタシマシタ時ニ、色々話ノ序ニ日本ノ古イ算術ノ

書物デアリマス、是ニハ幾何學ノ圓、三角、直線等ノ畫ガ方々ニアリマス、ソレカラ昔ノ和算デ使ヒマシタ算木ノ棒ヲ描イテ竝ンダ畫ガアリマスモノヲ見セテ、ヤア是ハ何ダト尋ネマスカラ、イヤ之ハ二次方程式、此斜ニ棒ヲ引張ッタノハ何カ、是ハ「マイナス」ノ標ダ、是ハ三次方程式、是ハ四次方程式ト、皆チヤント書式ガアル、此流儀デ此日本ノ數學者ガ圓周ト直徑ノ關係、所謂「パイ」ノ値ヲ四十桁迄計算シタモノガアルノデス、……勿論「ヨーロッパ」デハモット百桁以上モ計算シテアリマス、……斯ウ申シマス、サウカト分リ、ソレカラ私ハ更ニ進ンデ、イヤ日本ニモ隨分奇物ガアルノデ紙袋、斯ウ云フ唯、方形ニ貼ッタ紙袋ニ、何程ノモノガ入ルカト云フ問題ヲ考ヘタモノガアル、勿論是ハ砂ナリ米ナリ入レテ見レバ直グ分ルケレドモ、ソシナコトデハ満足シナイ、所謂圓周率ヲ見ルガ如ク、確實ニ此容積ヲ如何ニシテ測ルベキカト云フコトヲ考ヘテ三十年間坐リ込メ立タナクナツタト云フ人ガアルト、此話ヲシマシタラバ先生手ヲ打ッテ、ソコダ、何故ソレヲ唯置ケルカ、……是ハ今日デ申シマスト積分方程式ノムヅカシイ問題デス……私ガ此本ヲ買ッタノハ實ハ斯ウダ、日本ハ近頃驚クベキ速度ヲ以テ進歩シテ居ル、此國民ノ中ニハ必ズ數學ノ思想ガ潜ンデ居ルニ違ヒナイト云フコトヲ豫テ思ッテ居ッタ、ソレデ古本屋デ之ヲ見付ケタカラ之ヲ買ッテ來タノダ、今君ノ話デ能ク分ッタ、斯ウ云フ話ヲシテ非常

ニ喜ビマシタ、序デナガラ文部當局ニ申上ガテ伺ヒタイノデスガ、此物理ノ大家ガ、小學校デ使フ物理ノ教科書ヲ編纂シテ居ッタノヲ見セテ、是モナカク「忽セニセラレ」スト云フコトデアリマシテ、一晚話シタノデアリマシタガ、一體小學ノ教科書ト云フモノハ、實ハ大學ノ教科書ナドヨリハ遙ニムヅカシイノデ、遙ニヨリ以上ノ大家ガ書カナクテハ本當ノ國民教育ニナラヌノデアリマス、文部省ノ小學教科書ヲ編纂セラルルニモ御注意アルニ違ヒアリマセヌガ、時々其間違ヲ指定サレル所ヲ見マスト云フト、大抵中學校ノ先生トカ、師範學校ノ卒業生トカノ程度ノ者ガ小學讀本ヲ編ンデ、而シテ小學教育ニ經驗ノ無イ者ガ書ケナイト云フヤウナコトヲ看板ニ掲ゲテ居ルヤウニ見エマス、詳シクハ存ジマセヌガ、大體教育ノ效果ヲ高メルニハ、小學教育ニ使フ此教科書ハ一流ノ大家ガ書カナケレバナラヌノデアリマス、大學程度ノモノニナリマスレバ、學生ガ判斷力ヲ持ッテ居リマスカラ、二三枚讀ンデ見テ、是ハ詰ラヌトカ、是ハ良イトカト云フコトハ分リマス、然ルニ小學ハサウハ行カナイ、確タル信念ヲ入レナケレバナラヌ、只今、文部省ハ學制改革ニ委員ヲ設ケテ御調査中ト承リマスカラ、定メシ其方面ノ事モ御考ダラウトハ思ヒマスノデ、序デヲ以テ伺ヒマス、サテ「デンマーク」デ此話ヲシマシテカラ約三十年バカリ経ッテ、「オランダ」ニ參リマシテ、「オランダ」ノ「ロレンツ」博士ヲ訪ネマシタ、所

ガ「ロレンツ」博士ハ、矢張り日本ノ色ミナ本ヲ持ッテ居リマシテ、矢張り同計算術ノ書物ヲ出シテ、「デンマーク」デ話シタト同ジ事ヲ言ッタノデアリマス、「ロレンツ」ハ日本ニモ能ク知レテ居リマス、「アインシュタイン」博士ノ先生デアリマシテ、アノ理論ノ端緒ヲ開カレタ人デアリマス、此「ロレンツ」ガ國際聯盟ノ智的協力委員會ノ委員長トナリマシテ、私モ外務省カラ御推薦カ御依頼カ知リマセヌガ、是非出ロト云フコトデ此委員ニ出マシテ、七年間居リマシタガ、此智的協力委員會ナルモノハ、所謂國際文化ニ依ッテ、聯盟ノ趣意ヲ徹底セシメヤウト云フノデアリマス、外交官トカ、經濟家トカ云フ方ミガ寄ッテ、相談ヲシテモ兎角麻痺テ角張ッタ話シガ出來ナイ、其裏ニハ利害關係ノ訓令ヲ背負ッテ話スルノデアアル、是ダケデハ眞ノ國際親善ハ出來ナイ、故ニ利害關係ノ全クナイ理學者、文學者、詰リ名望ノアル學者ヲ各國ノ間ニ求メテ、之ニ相談ヲサセヤウト云フ趣意デアッタノデアリマス、此會ニ於キマシテモ、初メハ十二名デ各學科ニ互ッテ、所謂自然科學ト、人文科學ト、法律、經濟、文學等ノ方ノ人文デアリマス、ソレカラ自然科學ハ、天文、氣象、物理、數學等ノ自然科學、此兩方面ノ人ヲ萬遍ニ、一方ニ偏ラザルヤウニ、兩方ヲ集メテ相談ヲサセヤウト云フ趣意デアリマシタ、其目標トスル所ハ、國際的ノ所謂文化宣傳ノ中心トシヤウト云フノデアリマス、「フランス」政府ハ二

百萬カ、三百萬「フラン」カノ大金ヲ出シマシテ、「パリ」ニ此事務局ヲ置イデアリマス、此會ノ傾向ヲ見マスニ、段々ト之ガ、其組立ガ變ッテ參リマシタ、當院ノ同僚デアリマシタ新渡戸博士ナドガ心配シテ此委員ヲ集メタ時ニハ、今申シタ「ロレンツ」、「アインシュタイン」、「ミilikan」等ノ理學者ガアリ、又文學者、法學者等モソレノ人ガアッタノデアリマスガ、段々人ガ變ハリマスト云フト、各國カラ推薦シテ來ル者ハ、主ニ人文關係ノ者ガ出テ來ル、政治家、經濟家、法律家ノヤウナ人ガ、其處ヘ各國カラ推シ出サレル、ソレデ今日ハ此組織ガ大分變ッテ參リマシタ、其事ハ私ノ見ル所ノミナラズ、昨年ノ七月十六日ノ午後ノ會議ニ於テ、「オスロー」ノ「ボネウキ」嬢ガ其事ヲ申シテ居リマス、自然科學ノ方ガ人ガズツ足ラナクナツタ、是デハイケナイ、人ガ足ラナケレバ定員ヲ増シテモ、元ノ組織ノヤウナモノニ改メヤウト云フコトヲ論ジテ居リマス、是ハ議事録ノ、其時ノ原稿ノ「タイプライター」デ打ッタ議事録ノ第二十八頁ニ書イデアリマス、斯様ナ譯デアリマシテ兎角世界ニ於テモ此人文科學ト自然科學ノ權衡ヲ保ツコトハ現代ノ社會狀態カラ見マシテモムヅカシイモノト見エマス、先程申シマシタ「ロレンツ」氏ガ不幸ニシテ、委員長ヲシテ一兩年勤メマシタ後ニ一千九百二十八年ニ歿セラレマシタ、其時ハ御承知ノ方モアリマセウガ、「オランダ」國ハ國葬ノ禮ヲ以テ同博士ヲ葬ッタノデアリ

マス、一片ノ理論物理學者ヲ國葬ヲ以テ葬ルト云フ「オランダ」國民ノ文化ニ對スル態度ハ羨シク思ハレルノデアリマス、「オリムピック・ゲーム」ニ一受賞ヲ取ツタト云フヤウナコトモ、成程宣傳ニナリマセウ、サリナガラソレト此「ロレンツ」博士ノ如キ人ヲ國葬ヲ以テ葬リ、各國ノ學者ガ寄テ弔意ヲ表スルト云フコト、何方ニ力ヲ入レルベキデアルカ、是モ考ヘモノト思ヒマス、更ニ此國際ノ會議ニ付テ甚ダ申シニクイコトデアリマスガ、我國カラ各種ノ代表ヲ出サレマス、私モ實ハ甚ダ御恥カシイ次第デアリマスガ、色ミノ會議ニ出サレマシタ、航空會議ダトカ、氣象會議ダトカ、測地トカ、地震トカ、天文トカ、物理トカ云フモノニ出マシタ、此頃ハ言語學會、音聲學會ニモ出マス、ダガ私ノ體驗スル所デハ、是等ノ會ニ學界ノ代表或ハ政府ノ代表トシテ御派遣ニナル方ミノ中ニハ、代表トシテ如何デアラウカト思ハル方モナイデハナイト申スヨリハ、寧ロ適當ナ方ト思フ代表ハ少ナイノデアリマス、其甚シイ例ガアリマスガ、其場所ト時ト御名前ハ此席ニ於テ申上ガ兼ネマス、若シ御必要ガアレバ別席ニ於テ大臣ニ申上ゲマス、或學會ニ出テ居リマス、其幹事ガ頻リト心配シテ、日本政府代表ハ何處ニ居ルカ分ラナイト言ヒマスカラ、大使館ヘ電話デモカケテ見給ヘ、分ラス、イヤ實ハ明日總理大臣ガ官廳ニ於テ各國ノ首席代表ニオ目ニ懸カル、君出テ呉レスカ、私ハ政府代表デモ何デモナイ、一

片ノ平會員デアルガ、ソレデモ宜イカ、宜イカラ出ロト云フコトデ私ガ出テ參リマシタ、所ガ會ガ終リカケテ、大使館デ晚餐ヲ供スルカラ來イト云フコトデ行キマスト云フト、此代表ナル者ハチャント其處ニ出テ居ル、ドウシテアナタハ來ナカッタカ、イヤドウモ行ツタ所ガ其處デモ此處デモ「フランス」語ヤ、「ドイツ」語デヤツテ、英語デ喋ツテ居ル所ハ一ツモナイ、ダカラ出ナカッタ、斯ウ云フコトデアリマス、是ガ政府ノ代表ダ、是ガ文化ノ宣傳デアリマセウカ、實ハ斯ウ云フコトヲ申スコトヲ甚ダ憚ルノデアリマスガ、學界ノ爲ニ涙ヲ吞ンデ申上ゲルノデアリマス、其外調査トカ、觀察トカト云フコトニ各方面ヨリ外國ニオ出デニナル方ミニ、學會デナクトモ、隨分文化宣傳ノ反對ノコトニナル方ガアリマス、「ロンドン」大使館ノ事務室「ボルトマン」・スクエア」ノ三十七番、アノ戸ヲ開ケテ入リマス、取次ノ居ル部屋ノ横ニ、大判ノ紙ニ「タイプライター」ニ書イタモノヲ貼ツテアル、何ガ貼ツテアルカト思ツテ讀ンデ見マス、ト云フト、英國政府カラ大使館ニ宛テタ手紙デアル、是ハ御覽ニナツタ方モ多分オアリデセウ、近頃アナタノ御國カラ視察員、研究員ト言ツテ出シ拔ケニオ出デニナル方ガ澤山アル、然ルニ是等ノ方ミガ其取調ニナル問題ノ基礎知識ダニモ怪シイ方ミガアル、英語モ甚ダ不十分デアルサウシテ我々ノ忙シイ時間ヲ潰サレルノハ誠ニ困ル、ドウカ大使館カラシッカリシタ

紹介ヲ附ケテ寄越スヤウニ御願ヒシタイ、是ハモウ外務省デハ無論御承知ノコトデアリマス、尙ホ振ルツテ居ルコトガアル、其下ニ例ヘバ何ノ某、某、某、某君ノ如キハ此實例デアルト書イテアル、此名前ダケハ「ゴム」デ擦ツテアリマシタガ、透カシテ見タラ見エルカト思ハレマシタ、サウ云フモノガ貼出シテアル、是ハ良イ土産ト思ヒマシテ、書記官ニ頼ンデ其「コピー」ヲ探ツテ貰ツテ持ツテ來テアリマス、ソレデ友達ナド出カケル者ガヨク色ミノコトヲ聽キマス、イヤ、私ニ旅ノコトナド聽イタツテモ、ヤリ損ヒノヤリ通シデ連モ御參考ニナラスガ、斯ウ云フ面白イモノガ貼ツテアルカラ、マアシッカリヤリ給ヘト云フヤウナコトデ之ヲ見セマス、文化宣傳ニ付テハ、斯ウ云フコトハマルデ宣傳ノ反對ニナルカト思ハレルノデアリマス、モウ一ツ是ハ大藏大臣ニモ伺ヒタイノデスガ、本當ニ學會ナドニ出タイ、出シテヤリタイト云フ會ハ毎年アリマス、殆ド毎年アリマス、或時ハ一回モ三回モアル、近來ノ自然科學ノ進歩ハ或一科ニ深ク入ツタ者デナケレバ、此學問ノ進歩ヲ助ケルト云フ所ニナラスノデアリマス、カルガ故ニ單ニ地球物理ト云フ會ニ付キマシテモ、六通り位ニ科ヲ分ケテアリマス、測地トカ、天文ニ關スルコト、地震ニ關スルコト、地軸ニ關スルコト等ノモノニ分レテ居リマシテ、是等ニ行クニハ少クモ四五人乃至三四人出ナケレバナラヌノデアリマス、デ此要求ヲ年々政府ニ請求イタシマスガ、請求ノ全額

ヲ御承認ニナツタコトハ、私ノ知ツテ居ル限リ一遍モナイ、大抵餘程良クテ半分、或ハ五分ノ一位ニ減ゼラレマス、私ハ學術研究會議ノ副會長ト致シマシテ、外國ノ學會ニ對シテ誠ニ慙愧ニ堪ヘナイノデアリマス、是等ノ會ニ私モ屢々出テ見マシテ、中ニハ論文ヲ見マシテ、相當ナル論文ヲ見マシテ、此方ハ今見エテ居ルカ、來テ居ルナラバ紹介シテ呉レト云フヤウナガ現今ハアル、然ルニ斯ウ云フ人ハ豫算切捨デ出テ行ケナイ、文化振興會ノ御仕事伺ヒマシテモ、大體新聞デ其様子ヲ拜見イタシマシテモ、主ニ法律、經濟、文藝等ノ、所謂人文科學ニ關係シタ方ガ主デアツデ、自然科學ニ對スル方ハ、甚ダ言葉ハ惡イカモ知レマセヌガ、疎外サレテ居ル、或ハ顧ミラレナイト云フ有様ニ見エマス、此前ノ臨時議會ニ於テモ文部大臣ニ伺ヒマシタガ、來年ノ日蝕觀測ノ準備、是等モ政府ハ差支ナイヤウニ取扱フト云フ御答デアリマシタカラ稍、安心ハ致シマシタガ、ドウカ此前ノ、實ハ昨年ノ二月ノ日蝕ニ於テモ準備ガ不完全デアツタ爲ニ、豫定ノ結果ヲ得ラレナカッタヤウナ遺憾ナコトノナイヤウニ、折角各國ノ學者ニ向ツテ案内ヲ發シテ置キマシテ、其御主人側デハ不完全ナル準備ヲシテ居ルヤウナコトデハ、誠ニ遺憾ナコトト思ヒマス故ニ、ドウカ是ハ臨時議會デ御答ヘ下サレタヤウニ、僅カナ、此節ノ追加豫算ナドニ較ベテハ、連モ「コンマ」以下ノモノデアリマスカラ、御繰合セアラムコトヲ希望イタシマス、續イ

テ御伺致シマスガ、外務大臣ハ衆議院ニ於テ國語ノ講座ヲ各國ニ設ケテ日本語ヲ弘メルコトヲ努メタイト云フ御意見デアリマス、是ハ私ハ豫ネテヨリ希望イタシテ居リマス所デ、其國ノ眞ノ文化ノ程度ヲ知ラムトスレバ、如何ニシテモ國語ヲ知ラナケレバナラヌノデアアル、又國際ニ國民ノ發展ヲ圖ルニハ、其國語ヲ以テデナケレバ眞ノ發展ヲ見ルコトハ出來ナイ、御覽ノ如ク「イギリス」人ハ英語ヲ弘メムト努メ、「ドイツ」人ハ「ドイツ」語ヲ弘メムトシ、「フランス」人ハ「フランス」語ヲ弘メムトシテ、今日ハ言語ノ競爭ト云フ如キ有様ヲ呈シテ居リマス、國際ニ於テ甚ダ遺憾ト私ガ思ヒマシタ點ハ「ツアリマシタ」、是モモウ少々時間ヲ御願シテ申シマスガ、度量衡會議ニ於テ、英國ノ學者ガ三人モ出テ居リマス、或者ハ「フランス」語ヲ達者ニ申シマスガ、或學者ハ甚ダマツイ、サウ申シテハ如何デゴザイマスケレドモ、マア私位カ、或ハモ少シ訥辯、ソレデモドウヤラスウヤラ意見ヲボツリボツリ述ベル、反對意見ヲ述ベマス、ソレデ談マシイコトニハ、翌ル朝ニナルト、英語ヲ以テ「タイプライター」デ意見ヲスッカリ叩イテ、私ノ述ベヤウトシタ意見ハ是ダト云フテ、「タイプライター」デ打ツクモノヲ出スノデアリマス、所ガ日本人ハ、マアヤットノコトデ、言葉ヲ述ベマシテモ、日本語デ之ヲ叩イテ出スト云フヤウナコトハ今ノ所アリマセヌ、出來マセヌ、言葉ノ整理ト云フコトハ、最モ大切ナコトデアリマス、文化ニ於

テ言葉ノ整理程大切ナモノハナカラウト思ヒマス、今日問題トナツテ居リマス憲法ノ解釋ニ於ケル所ノ問題ノ如キモ、國語ノ整理ガ付カヌ爲ニ混亂ヲ起シテ居ルカノ如ク私ニハ考ヘラレマス、文部省ハ國語審議會ナルモノヲ設ケタコトハ、誠ニ機宜ニ適シタル御處置ト察シ上ゲマスガ、願クバ此機關ニ依ツテ國語ノ整理ヲセラレ、而シテ之ヲ外國ニ持出ス爲ニハ、ドウアツテモ矢張り世界共通ノ文字タル「ローマ」字デ書クト云フコトガ必要デアアル、國語ノコトニ付テ思出シマスノハ、ツイ此頃殺サレマシタ安達大使、安達大使ガ、先達テオ亡クナリニナリマシタカラ、同大使カラ會テ私ガ戴イタ手紙ヲ出シテ見マシタ、是ハ日本ニ太平洋學術會議ヲ開ク時ノ用語ニ付テノ御意見デアリマシタ、日本ニ開カル所ノ學術會議ニ於テ日本語ヲ用キナイト云フコトハ、遺憾ノ至リデアアル、遺憾ノ至リデアアルノミナラズ日本語ヲ用キズ、全然英語ニ依ルベシト云フ此學術會議ヲ日本ニ開クコトハ、日本ノ國辱デアルト云フ御手紙ガ書イテアリマシタ、其事ニ付テハ岡野帝國學士院長ニ手紙ヲヤツタカラ、能ク御相談ナサイト云フ御手紙デアリマシタ、デ今日ハ學術會議ハ皆デ措キ、「オランダ」ノ商人ト相談スルノニ日本語ヲ使フカ、英語ヲ使フカ、「オランダ」語ヲ使フカト云フコトノ議論ヲ戰ハシテ居ル、左程マデニモ我が國民ニ國語意識ガ進ンデアルカト思ヒマス、窃ニ喜ビニ堪ヘナイノデアリマス、勿論徒ニ此商業

ノ問題ヲ混雜セシムルコトハ誰シモ望マヌ所デアリマスガ、國語ヲ尊重シテ、斯ウ言ツトカ、アア言ツトカ云フコトノ言ヒ方ヲ其國語ニ依ツテ主張ヲ誤ル、或ハ意義ヲ取違ヘルヤウナコトガアリマシテハ誠ニ遺憾デアリマス、嘗テ「アメリカ」ニ參リマシタ時ニ、埴原大使ガ居ラレマシテ、丁度「アメリカ」ノ政府ニ手紙ヲヤツテ、「グレーヴ・コンセンクス」ト云フ辭ヲ使ツタガ、「グレーヴ・コンセンクス」ト云フハ戰ヲ仕掛ケルト云フ解釋デ、問題ニナツタコトハ御承知ノ通りデアリマス、私ハ其時大使ニ申上ゲマシタ、アナタハ何故日本語デ、重大ナコトニナリマセウトカ、大切ナ問題ニナリマセウトカ云フコトヲ御書キニナツタドウカ、英語デ御書キニナルカラコンナ問題ニナルト云フコトヲ申シタコトガアリマスガ、ドウアツテモ此國民ノ發展ニハ國語ヲ尊重スルト云フコトガナケレバナリマセヌ、而シテ國語ヲ尊重スルナラバ、其國語ノ系統ヲ正シテ、國語ノ系統ニ適ツタ所ノ書方ヲセスケレバナラヌノデアリマス、今日外國ニ於テ日本語ヲ教ヘルナラバ、恐ラク「ローマ」字ヲ以テ教ヘ、遂ニハ現代ノ國字タル所ノ漢字、假名モ教ヘルコトデアラウト存ジマシガ、此「ローマ」字ハ言語ヲ寫ス文字トシテ不完全ナ所モアリマス、不完全ナ所モアリマスガ、比較的現代ニ於テ完全ナ文字デアリマス、唯此文字ガ數ガ足ラザルガ爲ニ、各國ニ於テ之ヲ應用スル時ニハ、其國語ニ於ケル所ノ音系統ヲ現ハスベキ文字トスベキデアアル

コトハ、近代ノ各國ノ學者ガ一致スル所デアリマス、此事ハ我ニハ既ニ「オランダ」學者時代ヨリ、此日本語ノ書キ方トシテ、日本式ノ書式ガ現レテ居ッタノデアリマス、而シテ今日ニ於テハ此書式ガ獨リ我國ニ於テ弘マツタノミナラズ、外國ニ於テ專門家ト云フ專門家ナラバ、國語ヲ書クニハ此式デナケレバナラヌト云フコトニナツテ居リマス、英人デ申シマス云フト、有名ナ「ダニエル・ジョンス」、東洋學院ノ院長「サー・デニソン・ロース」、是等ノ人ハ日本語ヲ精密ニハ知ラス方デアリマスケレドモ、其書ク式ニ於テハ贊成ヲ表シテ居ラレマス、又英國大使館ノ參事官、是ハ「サト・チエン・バレン」以來ノ後繼者トシテ、出藍ノ方ト申シテ宜カラウト思ヒマス、日本ノ文法、歴史ヲ現ハサレタ方デアリマスガ、此方モ日本式ニ進ンデ贊成ヲセラレマシテ、私ニ下サツタ書面モ持ツテ居リマス、ソレデ今日ハ所謂古キヲ改メテ新シキニ就キ、改ムベキモノヲ改メ、保存スベキモノヲ保存シテ行カナケレバナラヌ時デアリマス、所謂今迄看板等ニ現ハレマス「ローマ」字ノ書キ方、「ヘボン」式ナルモノハ、外國人ガ外國人ノ音ヲ眞似シタモノデアリマシテ

〔副議長伯爵松平賴壽君議長席ニ著ク〕
國語系統ニ適ツタ書キ方デハナイノデアリマス、ソコデ「ローマ」字デ書キマシタ萬葉集ガ此處ニアリマス、ナカノ諸君ノ御考ヘニナルヨリハ、廣ク弘ツテ居リマシテ、熱心ノ程度モ猛烈ナモノガアリマス、之ガ萬

葉集ヲ「ローマ」字書キニシマシテ、下ニム
ヅカシイ言葉ノ解釋ヲ附ケタモノデアリマ
ス、其他源氏物語ヲ全部「ローマ」字ニ書イ
タモノモアリマス、是等ノ仕事ヲスルモノ
ハ皆日本式ヲ使ッテ居リマス、其次ニ之ニ關
聯シテ伺ヒタイコトハ、國際文化振興協會デ
アリマスガ、是ガ外務省ヨリ補助ガアル會
ト存ジマス、此會ガ日本地圖ヲ發行スルト云
フコトヲ聞イテ居リマス、日本地圖ニ「ロー
マ」字地名ヲ入レマシタ物ハ、既ニ二百
萬分ノ一ノ物ハ參謀本部デ出來テ居リマス
ケレドモ、是ハ少シ大キ過ギル、ソレデニ
百五十萬分ノ一ノ物ヲ作ルト云フコトデア
リマス、地圖ノ大キサハ御隨意デアリマス
ガ、之ニ用キル地名ノ書キ方デアリマス、
之ニ付テ伺ヒマス、此地名ノ書キ方ハ漏レ
聞ク所ニ依リマスレバ、其下書キハ「ヘボ
ン」式デ書イテアルト云フコトデアリマス、
恐ラクハ此下書キ通リ出版サレルカトモ思
ハレマスルノデ、未ダ其實行ニ當ラザルニ於
テ此事ヲ伺フノデアリマス、地名ノ書キ方
ニ付テ簡單ニ其經緯ヲ申上ゲテ、此質問ヲ
致シタイト思ヒマス、日本ノ地名ハ主トシ
テ「ヘボン」式ガ行ハレテ居リマスガ、併シ是
ハ唯一ノモノデハナイ、「フランス」ナドハ
「フランス」式、「ドイツ」ハ「ドイツ」式ガア
リマス、ソコデ參謀本部ニ於テ萬國地圖、日
本ノ國際地圖ト云フモノヲ百萬分ノ一ノ地
圖ヲ作ッテ、世界中接ギ合セテ世界ノ地圖ガ
出來ルヤウナ圖デアリマス、之ヲ作ッテ時
ニ、大正六年ニ日本式ヲ以テ地名ヲ書クト

云フコトニサレタ、此地圖ハ英米人ダケニ
見セル地圖デハナイ、何處ノ國ノ人ニモ見
セル地圖デアルカラ、日本ハ日本式ヲ用キ
ルト云フノデ、日本式ヲ以テ發表サレタノ
デアリマス、ソレガ後ニナリマシテ、千九
百二十八年ト思ヒマス、英國ノ「ケンブリッ
ヂ」ニ於テ萬國地理學會ヲ開カレマシタ時
ニ、近頃日本ノ地圖ニ、二百萬分ノ一ノ全
國ノ圖ガ出來テ居リマスガ、ソレヲ見ルト
云フト、總テ日本式ヲ以テ書イテアル、然
ルニ或モノハ「ヘボン」式ノモノモアル、混
雜ラシテ困ルカラドチラカ一定シタ書キ方
ニシテ欲シイ、ト云フ希望決議ヲ致シタノ
デアリマス、尤モ此希望決議ニ對シテハ、
サウ云フコトヲ政府ニ對シテスルノハ内政
ノ干涉ニ互ル故ニ、斯様ナ決議ハ爲スベキ
デナイト云フ議論モ出マシテ、大分議論ヲ
致シタノデアリマスガ、結局山崎博士ヲ通
シテ日本政府ニ其意思ヲ傳フルト云フ決議
ガ出マシタ、此同年ノ十月ニ「ロンドン」
ニ於テ國際通信……チヨット間違ヘマシ
タ、萬國船舶信號書改訂會議ガ開カレタノ
デアリマス、此時ニハ日本カラ外務省、遞
信省、海軍省ノ三省ヨリ代表ガ出テ居リマ
シテ、訓令ガ出テ居リマス、此訓令ハ總理
大臣、外務大臣、海軍大臣、遞信大臣、ソレ
ニ内務大臣、是ダケノ五大臣ノ訓令ガ出テ
居リマス、日本ノ地名ニハ日本式ヲ用キテ
ヤルヤウニシロト斯ウ云フ訓令デアリマ
ス、而シテ此會議ハ二年餘リ續イタト思ヒ
マスガ、可ナリ長イ會議デアリマシテ、此會

議ノ結果トシテ茲ニ此改訂通信書ナルモノ
ガ出來上ッテ居リマス、而シテ此中ニアル所
ノ日本ノ地名ハ全部海軍式、所謂日本式ニ
同ジ海軍式ヲ以テ書カレタ茲ニ出テ居リマ
ス、デ、此會議ノ様子ヲ、此委員方ノ報告
デ讀ミマス、如何ニ此諸君ガ努力セ
ラレタカト云フコトガ分リマス、此解説ノ
三十一頁ニアリマスル故ニ、詳シクハ是デ
御覽ヲ願ヒマスガ、免ニ角此日本式ノ日本
ニ行ハレテ居ルコト、各官廳ニ於テ使フコ
ト、海軍ノ海圖ハ全部昭和九年一月マデニ
ハ日本式ニ直シテシマウト云フコト等ヲ説
明イタシマシテ、委員ヲ納得セシメテ、而シ
テ此議案ガ通ツタノデアリマス、之ニ續キ
マシテ千九百三十一年ノ九月ニ、「パリ」ニ
於テ再ビ萬國地理學會ガ開カレマシタ、此
地理學會ニ於テ矢張り此問題ノ動議ヲ議シ
マシテ、地理學會第六部ニ於テ之ヲ議シマ
シテ、私其時説明ヲ致シマシタガ、其爲ニ
此處ニアリマス英國デ出版シタ所ノ海圖、
是ハ英吉利ノ水路部モ關係シテ居ルノデア
リマス、此海圖ニハ最早「ヘボン」式ヲ改メ
テアル、下關、廣島ト云フコトハ「エス・
エッチ」ノ「エッチ」ヲ取ッテアル、「シー・エッ
チ・アイ」ヲ「チ」ト讀ムコトモ止メテアル、
是デ御覽ニナリマス、筑前、筑後ト云フノ
ハ「エス」ヲ入レテ「ディー・エス・アイ」、此
處ニアルノデスガ、遠クカラ迎モ見エマセ
スガ、赤鉛筆デ線ヲ記シテアリマス、後デ
御希望ノ方ハ御覽ヲ願ヒマス、斯ウ云フ譯
デ英國ガ既ニ「ヘボン」式ヲ改メテ居ル、ソ

レヲ我ニガ尙ホ振返ッテ又「ヘボン」式ニ戻
ルト云フコトハ、斯ノ如ク政府委員方國際
會議ニ於テ主張シ、英國マデガ「ヘボン」式
ヲ止メタモノニ對シテ、此處ニ逆戻リスル
ト云フコトハ毛頭アルマイトハ思ヒマス
ガ、若シ萬一アツタトスレバ、是ハ國ノ體面
ニモ關ハリ、從テ附近ノ支那、滿洲等ノ我
ガ友邦ノ人ニヨリ如何ナル眼ヲ以テ見ラレ
マセウカ、日本人ト云フモノハ如何ニモ輕
率、右ニ行ツタリ左ニ行ツタリ、又後戻リシ
タリト云フヤウナコトニ見ラレルダラウト
處ルモノデアリマス、此「パリ」ノ會議ノ
時ニハ、私ハ政府委員トシテ出ロト云フコ
トヲ外務省ヨリ命ゼラレマシタ故ニ、早速
決議ヲ時ノ外務大臣幣原男爵ニ宛テテ、電
報ヲ以テ上申イタシマシテ、尙ホ報告モ致
シマシタガ、之ニ關係スル各省ニ此報告ガ
廻ッテ居ル筈デアリマス、斯様ナ譯デアリマ
シテ、我ガ國語ヲ世界ニ紹介シ、我ガ文化
ヲ世界ニ傳ヘルト云フコトニ付テハ、文字
ハ大切ナル問題デアルト思ヒマシテ、ソレ
ニハ今申上ゲマス如キ、既ニ日本人ノ意識
ニ從ッテ日本語ヲ書ク組立ノアル綴リ方ヲ
御使ヒニナルベキト思ヒマスガ、如何デア
リマスカ、尤モ是ハ只今「ローマ」字調査會
ニ於テ文部省ハ調査中デアリマス、先頃幹
事ノ談話ヲ以テ御發表ニナリマシタ如ク、
主査委員ハ全會一致ヲ以テ日本式ヲ理論上
一貫シタルモノト認メマシタ、斯様ナ會議
ニ於テ全會一致ヲ見ルコトハ珍シイコトト
思ヒマス、尙ホ其實行細目ヲ議スル爲ニ、

主査委員ガ設ケラレテアリマスガ、遠カラズ決定セラレルコトト思ヒマス、更ニ之ヲ強メル爲ニ最近ニ現ハレタ所ノ現象ヲ申上ゲテ見タイ、「ローマ」字ヲ以テ國音ヲ寫スコトハ、只今デハ物理方面ノ調査ガ進ミマシテ、音ヲ「ローマ」即チ「ローン・フィルム」ニ寫シマシテ、サウシテ之ヲ色ニ研究ヲ致シマス、所デ話ヲ簡單ニ切リ詰メマスト、日本式デ書イタモノデアレバ音素ガ右左勝手ニ現レテ行ク、例ヘバ「イ、ゼ、ク、タ、マ」ト斯ウ云フコトヲ「フィルム」ニ入レテ之ヲ逆ニ廻ハスト云フト天津風ト出テ來ル、天津風ト云フ音ガチヤント聞エルノデアリマス、サウ云フコトデ此研究者ノ田口神三郎君ノ發表シマシタ所ニ依レバ、他日若シ發音ヲ直グニ「タイブライター」ニ打タセルヤウナ發明ガ出來ルトスレバ、必ズ日本式ノ書方ニ依ラナケレバナラナイ、即チ自動速記機械ガ出來ル譯デ、速記者諸君ニハ少シ御氣ノ毒ナ譯デスケレドモ、サウ云フ機械ノ發明ガ出來ルコトガ證明サレテ居リマス、ソレデ「ヘボン」式ノ如キ、一ツノ文字デ表ハシテ宜イ所ヲ二ツモ三ツモ使ヒ、或ハ二ツデ表ハサニヤナラスモノヲ一ツノ文字デ表ハスト云フヤウナ不合理ナ表シ方デハサウ云フコトハ出來ナイ、抑、我々日本國民ハ外國ノ文化ヲ採入レ、之ヲ消化シ改良シテ更ニ逆輸出ヲシテ弘メルト云フコトヲ古來誇リシテ居ルノデアリマス、儒教然リ、佛教然リ、近來ノ紡績然リ、此文字「ローマ」字ノ使ヒ方ノ如キモ、今日ハ「イ

ギリス」邊リノ「スベリング・レフ・オーム」即チ書方改良ニ付テハ此方針デ進ムベシト云フコトヲ、我々ガ示サウト云フノデアアル、外國ハ何ヲ我々ニ求メルカト云フノハ、實ハ眞ノ文化ヲ求ムルナラバ、現代ヨリ一層進シタ所ノ文化ヲ求メルノデアアルカラ、之ヲ與ヘテコソ我々國民ノ文化ヲ傳ヘルモノデアルト思ヒマス、斯ウ云フ國語ニ付テ文字ノ御尋マデ致スノデアリマスガ、少シク時間ヲ取リマシテ相濟ミマセヌガ、ドウゾ御當局ノ答ヲ御願ヒ致シマス

（國務大臣廣田弘毅君演壇ニ登ル）

○國務大臣（廣田弘毅君） 只今田中館博士ノ、國際文化事業ニ關スル御質問ニ對シテ御答イタシマスガ、實ハ國際的ニ我ガ文化ヲ宣傳イタシマスニ付キマシテ、其文化トハ何ゾト云フ問題ニナリマス、實ニ是ハムヅカシイ問題デアルト思フノデアリマス、抽象的ニ申上ゲマスレバ、日本ノ特色トスル國家組織、竝ニ近來ノ學術、文藝其他ノ發達、是等ノ事ヲ外國ニ示スト云フコトニ相成ルコトデアラウト思フノデアリマスガ、然ラバ更ニ進ンデ、其内容ハ如何ト云フコトニナリマス、到底是ハ私ガ御答スルコトノ出來ナイコトデアリマシテ、ソレハ日本ノ其道ノ大家ノ御意見ニ依ツテ、如何ナルモノヲ外國ニ知ラシムベキカト云フコトヲ決定スルノ外ハナイト思フノデアリマス、勿論日本ノ此永イ歴史ノ結果、今日ノ國家ニ發達イタシテ參リマシタコトデアリマスノデ、古ノ文化ヲ外國ニ紹介スルコトモ、

亦日本ノ本質ヲ外國ニ示ス爲ニハ、非常ニ結構ナコトデアルト思フノデアリマス、又一方最近ノ國家ノ發達情況ヲ見マスレバ、ソレニハ政治、經濟、其他萬般ノ方面ニ發達イタシテ參ッテ居ルノデアリマス、經濟ノ發達ノ根本ノ原因ヲ外國ニ示スニハ、ソレハ「自然科學」ノ、日本ノ國民ノ頭ノ上ニ非常ニ進歩ヲシテ居ルト云フコトモ、當然是ハ示サレナケレバナラスト思フノデアリマス、從ヒマシテ單ニ人文科學ノ點ノミナラズ自然科學ノ方面ニ付キマシテモ、無論日本ノ長所ヲ外國ニ説明スルコトガ必要デアルト思フノデアリマス、ソレ等ノコトモ無論、到底政府ノ役人ノ手デ出來ルコトデハナイノデアリマス、文化振興會其他ノ機關ニ依リマシテ、ソレハ御援助ヲ仰イデ、サウシテ我ガ古代及近代ノ文化、自然科學方面又ハ人文科學方面、總テノ方面ニ互ツテ我ガ特色ヲ示スヤウニスルコトガ、最も必要デアルト私ハ思フノデアリマス、尙ホ此文化宣傳ノ爲ニハ、到底普通ノ外交官ノ素養ダケノモノデハ、是ニ不十分デアルト云フコトハ勿論デアリマス、從來モ色々ノ國際學術ノ會合ニハ、ソレハ專門家ヲ御依頼イタシテ居ル次第デアリマシテ、將來ニ於キマシテモ益、其點ニ必要ヲ生ジテ來ルト思フノデアリマス、十分適當ナ人ヲ御依頼スルコトニ努メテ參リタイト思フノデアリマス、又今回ノ國際文化事業ノ一ツト致シマシテ、日本語ノ普及ト云フコトモ大イナル目的ノ一ツニナッテ居リ

マス、是ハ嘗ニ日本ガサウ云フコトヲ希望スルノミナラズ、諸外國ノ大學其他ニ於キマシテモ、日本語ノ講座ヲ非常ニ希望シテ參ッテ居ル人モアリマス、其方ノ希望ニ相應ズルヤウニ、十分努メテ行クコトニ相成ルダラウト思フノデアリマス、ソレニ付キマシテモ、日本語ノ根本ノ整理ノ必要ナルコトハ、只今田中館博士ノ御述ニナツタ通りデアルト思フノデアリマス、尙ホ文化振興會ニ於テ、日本ノ地圖作成ニ付テモ、ドウ云フ式ニ依ツテ之ニ地名ヲ書クカト云フコトハ、無論研究セナケレバナラスト思ヒマスガ、其意味ニ於テハ、モウ研究ノ必要ナイ程度ニ達シテ居ルノデハナイカト思ヒマス、是等ノ點モソレハ文化振興會ニ於テ十分注意セラレルコトデアルト思フノデアリマス、私ハ同博士ノ學問的、且ツ其他該博ナル知識ヲ以テ御質問ニ答タル點モアルト思ヒマスガ、私カラソレヲ答辯申上ゲルノハ、甚ダ烏滸ガマシイト思ヒマス、極ク要點ダケヲ御答イタシタイト思ヒマス

（國務大臣松田源治君演壇ニ登ル）

○國務大臣（松田源治君） 私人所管ノコトニ付テ御答イタシマス、小學校ノ教科書デアリマスガ、其作成ニ付テハソレハ專門家ヲ委員ニ致シマシテ、周到ナル審議ヲ經テ、之ヲ確定スルノデアリマシテ、田中館君ノ言フ通りニ非常ナル注意ヲ要スルモノト考ヘルノデアリマス、尙ホ此點ニ付テハ田中館博士ノ意見ヲ聽キマシテ、篤ト研究

イタシタイト考ヘマス、ソレカラ國際學會

ニ出席スル日本ノ代表ノコトニ付テ御質問
ガアリマシタガ、是ハ我國ニ於ケル當該學
會ニ諮問イタシマシテ、其意見ヲ徵シテ決
定スル取扱ニナツテ居ルノデアリマス、從テ

知識トカ、竝ニ之ヲ發表スル能力ニ於テ決
シテ不十分トハ考ヘテ居リマセヌケレド
モ、今博士ノ御説モアリマシタカラ、今後

入選ニ付テハ、一層當該學會ノ注意ヲ喚起
シテ、最善ノ手段ヲ講ズル積リデアリマス、
ソレカラ國語ノ尊重ト云フコトニ付テハ、

私ハ大賛成デアリマス、其爲ニ國語審議會
ヲ設ケ、「ローマ」字ニ付テモ日本式ガ宜シ
イカ、「ヘボン」式ガ宜シイカト云フコトニ

付テ、之ヲ統一シタイト考ヘテ、「ローマ」
字ノ會ヲ茲ニ開イテ居ルノデアアル、先達テ
日本式ヲ用キルコトガ當然デアルト云フ決

定ヲ爲シマシタケレドモ、マダ調査不十分
ノ點ガアリマシタカラ、再ビ「ローマ」字ノ
委員會ノ主査委員會ニ掛ケテアル次第デア

リマスカラ、其決定ヲ俟タナケレバ、私ハ
茲ニ日本式ガ宜シイカ、「ヘボン」式ガ宜イ
カト云フコトハ明言スルコトハ出來ナイノ

デアリマス、御答イタシマス
〔田中館愛橘君發言ノ許可ヲ求ム〕
○副議長(伯爵松平賴壽君) 田中館サ、

成ルベク質疑ヲ簡單ニ御願イタシマス
○田中館愛橘君 只今兩大臣ノ御答辯ヲ伺
ヒマシテ、多分此程度ノ御答辯以上ノコト

ハ望マレナイト思ヒマス、兩大臣ノ御答ニ
對シテ御禮ヲ申上ゲマス、私ノ質問ヲ終リ

マス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 他ニ御質疑ガ
ゴザイマセヌケレバ、本案ノ特別委員ノ氏
名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス
〔小林書記官朗讀〕

國際文化事業ニ關スル經費支辨ニ關スル
法律案特別委員
侯爵井上 三郎君 伯爵樺山 愛輔君
子爵曾我 祐邦君 子爵近衛 秀麿君

山川 端夫君 男爵高木 喜寛君
若尾 璋八君 小坂 順造君
小林嘉平治君

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第三、造
幣局ノ廳舎、工場其ノ他ノ用ニ供スル建物
及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案、

政府提出、衆議院送付、第一讀會、高橋大
藏大臣

造幣局ノ廳舎、工場其ノ他ノ用ニ供ス
ル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關ス
ル法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十年二月二十六日

衆議院議長 濱田 國松
貴族院議長公爵近衛文麿殿

造幣局ノ廳舎、工場其ノ他ノ用ニ供ス
ル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關ス
ル法律案

造幣局ノ廳舎、工場其ノ他ノ用ニ供ス
ル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關ス
ル法律案

建物及其ノ附屬設備ノ新營ニ要スル經費
ニ充用スル爲造幣局資金ノ内二百十三萬

千五十三圓ヲ限リ昭和十年度乃至昭和十
二年度ニ互リ一般會計ニ繰入ルルコトラ
得

前項ノ規定ニ依リ繰入ルベキ金額ノ毎年
度歳出豫算ニ於ケル支出總額ハ遞次之ヲ
翌年度ニ繰越シ使用スルコトラ得

〔國務大臣高橋是清君演壇ニ登ル〕
○國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリ
マシタ造幣局ノ廳舎、工場其ノ他ノ用ニ供

スル建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル
法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシマス、造
幣局ノ工場ハ多年使用シテ參リマシタ結

果、之ガ改築ノ必要アルヲ認メマシテ、既ニ
二回ニ互リ之ガ新營費ノ豫算ヲ計上シテ居
リマシタガ、殘存工場ノ一部及廳舎モ亦改

築ヲ要シマスルノト、現在ノ金庫ハ廳舎ノ
地下室ヲ利用シテ居リマス關係上、極メテ
不完全且ツ狹隘デ不便少カラザルモノガ

アリマスノデ、此際等ノ用ニ供スル建物
及其附屬設備ヲ新營スルノ必要ガアリマ
ス、依テ昭和十年度乃至同十二年度ニ互

リ、右建物及其附屬設備ノ新營計畫ヲ立テ
タノデアリマスルガ、其財源ハ一般會計ノ
現狀ニ鑑ミ、造幣局資金ヲ繰入レテ之ニ充ツ

ルコトト致シマス爲メ、此法律案ヲ提出イ
タシタル次第デアリマス、何卒御審議ノ上、
協賛セラレムコトラ希望イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑モ
ナイヤウデゴザイマスルカラ、特別委員ノ

氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀イタサセマス
〔小林書記官朗讀〕

造幣局ノ廳舎、工場其ノ他ノ用ニ供スル
建物及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法
律案特別委員

侯爵大隈 信常君 伯爵二荒 芳徳君
子爵綾小路 護君 眞野 文二君
男爵伊江 朝助君 坂野鉄次郎君

藤山 雷太君 下出 民義君
名取 忠愛君

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第四、東
京高等農林學校及函館高等水產學校ノ創設
ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特

別會計ノ關涉ニ關スル法律案、政府提出、
衆議院送付、第一讀會、高橋大藏大臣

東京高等農林學校及函館高等水產學校
ノ創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校
及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律

案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十年二月二十六日

衆議院議長 濱田 國松
貴族院議長公爵近衛文麿殿

東京高等農林學校及函館高等水產學校
ノ創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校
及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律

案
昭和九年度末現在ノ東京帝國大學資金ニ

シテ東京帝國大學農學部ノ實科ノ用ニ供スルモノ、昭和九年度東京帝國大學ノ歳入殘餘ニシテ同帝國大學農學部ノ實科ニ關シ生ジタルモノ及同年度北海道帝國大學ノ歳入殘餘ニシテ同帝國大學附屬水產專門部ニ關シ生ジタルモノハ之ヲ學校及圖書館資金ニ編入スベシ

前項ノ規定ニ依リ編入シタル資金ニシテ歳入殘餘ヨリ成リタルモノハ之ヲ東京高等農林學校又ハ函館高等水產學校ノ資金トシテ區分整理スベシ

昭和九年度帝國大學特別會計歳入歳出豫算中翌年度ニ繰越ラ要スルモノニシテ東京帝國大學農學部ノ實科及北海道帝國大學附屬水產專門部ニ關スルモノハ之ヲ學校及圖書館特別會計ニ繰越使用スベシ

北海道帝國大學總長ニ經理ヲ委任シタル獎學寄附金ニシテ北海道帝國大學附屬水產專門部ニ屬スルモノノ支拂殘額ハ學校及圖書館特別會計法第十一條ノ規定ニ依リ函館高等水產學校長ニ經理ヲ委任シタルモノト看做ス

附則

本法ハ昭和十年度ヨリ之ヲ施行ス

〔國務大臣(高橋是清君) 只今議題トナリ〕

マシタ東京高等農林學校及函館高等水產學校ノ創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案、提出ノ理由ヲ説明イタシマス、東京帝國大學農學部ノ實科及北海道帝國大學附屬水產專

門部ハ各、昭和十年度ヨリ之ヲ獨立セシメテ、東京高等農林學校及函館高等水產學校ヲ創設スルコトト致シマシタル爲メ、昭和九年度末現在ノ東京帝國大學資金ニシテ、東京帝國大學農學部ノ實科ノ用ニ供スルモノ、昭和九年度東京帝國大學ノ歳入殘餘ニシテ、同帝國大學農學部ノ實科ニ關シ生ジタルモノ、及同年度北海道帝國大學ノ歳入殘餘ニシテ、同帝國大學附屬水產專門部ニ關シ生ジタルモノハ、之ヲ學校及圖書館特別會計資金ニ編入スル等、帝國大學特別會計ト學校及圖書館特別會計トノ關涉ニ關スル規定ヲ設クルノ必要ガアリマス、此法律案ヲ提出イタシタ譯デゴザイマス、何卒御審議ノ上、協賛セラレムコトヲ希望イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑ガゴザイマセヌケレバ、本案ハ日程第三ノ法律案ノ特別委員ニ付託イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第五、日本銀行金買入法中改正法律案、日程第六、朝鮮銀行法中改正法律案、日程第七、臺灣銀行法中改正法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ三案ハ、之ヲ一括シテ議題トナスコトニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

日本銀行金買入法中改正法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議

院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十年二月二十六日

衆議院議長 濱田 國松

貴族院議長公爵近衛文麿殿

日本銀行金買入法中改正法律案

日本銀行金買入法中左ノ通改正ス

第四條第二項中「一億圓」ヲ「二億圓」ニ改ム

朝鮮銀行法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十年二月二十六日

衆議院議長 濱田 國松

貴族院議長公爵近衛文麿殿

朝鮮銀行法中改正法律案

朝鮮銀行法中左ノ通改正ス

第二十二條第三項中「百分ノ五」ヲ「百分ノ三」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

臺灣銀行法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十年二月二十六日

衆議院議長 濱田 國松

貴族院議長公爵近衛文麿殿

臺灣銀行法中改正法律案

臺灣銀行法中左ノ通改正ス

第九條第三項中「百分ノ五」ヲ「百分ノ三」ニ改ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○副議長(伯爵松平賴壽君) 高橋大藏大臣〔國務大臣(高橋是清君) 日程第五、日本

銀行金買入法中改正法律案、提案ノ理由ヲ説明イタシマス、昨年四月ヨリ施行セラレマシタ日本銀行金買入法ニ依リ、日本銀行ハ金ノ買入ヲ實行シテ參リマシタガ、同行ノ金買入額ノ増加ニ伴ヒ、政府ノ同行ニ對シ負擔セル債務モ亦増加シ、從テ其法律上ノ餘力ハ著シク減少ヲ見ルニ至リマシタ、依テ今後引續キ日本銀行ヲシテ、金ノ買入ヲ續行セシムル爲ニハ、此際政府ノ債務負擔ノ限度ヲ一億圓増加シ二億圓ト改ムルヲ適當ト認メ、本法案ヲ提出イタシマシタ次第デアリマス、日程第六、朝鮮銀行法中改正法律案及日程第七、臺灣銀行法中改正法律案ニ付テ説明ヲ致シマス、現行ノ朝鮮銀行法及臺灣銀行法ニ依リマスレバ、兩銀行券ノ制限外發行ニ對シマシテハ、年五分ヲ下ラザル稅率ヲ以テ發行稅ヲ課スルコトトナッテ居リマス、然ル所最近ニ於キマシテ、朝鮮及臺灣ニ於テモ、金利低下ノ跡ガ著シキモノガアリマス爲ニ、現行ノ稅率ヲ以テシテハ、兩行ノ銀行券ノ發行ヲ過度ニ抑制スル結果トナリマシテ、又將來兩地ニ於ケル金利低下ノ障礙トモナル憂ガアリマス、ノデ、右稅率ヲ引下ゲ、之ヲ年三分ヲ下ラ

ザル割合トナスヲ適當ト認メマシテ、本改正案ヲ提出イタシマシタ次第アリマス、以上三案、御審議ノ上御協賛アラムコトヲ希望イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑ガゴザイマセヌケレバ、三案ハ之ヲ日程第三ノ法律案外一件ノ特別委員ニ付託イタシマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 日程第八、家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案、日程第九、郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案、衆議院提出、第一讀會、御異議ゴザイマセヌナレバ、二案ヲ一括シテ議題ニ供シマス、御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○副議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案
右本院提出案及送付候也

昭和十年二月二十三日

衆議院議長 濱田 國松
貴族院議長公爵近衛文麿殿

第一條 明治三年九月十日太政官布告藩制施行以後家祿賞典祿ヲ有シタル者及其ノ家名承繼人ニシテ明治九年八月太政官第八百八號布告及同年十二月太政官第五百五十二號布告ニ依リ公債證書ヲ給與スル迄ノ間ニ於テ其ノ祿高ニ對スル全部ノ給與ヲ受ケサル者又ハ相當額ノ給與ニ不足アル者ハ本法施行ノ日ニ於

テ其ノ本人又ハ其ノ家名承繼人ニ限リ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法及明治三十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ之ヲ給與ス國事ニ關スル犯罪ノ爲家祿賞典祿ヲ沒收セラレタル者亦同シ

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第四條 本法施行以前ニ於テ願出ヲ爲シ又ハ出訴シタル者ハ本法ニ依リ願出又ハ出訴ト看做ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案

右本院提出案及送付候也

昭和十年二月二十三日

衆議院議長 濱田 國松
貴族院議長公爵近衛文麿殿

第一條 明治三年九月十日太政官布告藩制施行以後祿高ヲ有シタル郷又ハ町村ニシテ其ノ祿高ニ對スル公債證書ノ給與ヲ受ケサル者及其ノ給與ニ不足アル

者ニ對シテハ明治三十年法律第五十號家祿賞典祿處分法並明治三十二年法律第八十四號家祿賞典祿處分法施行法ヲ準用シ明治三年九月十日以後ノ祿高ニ對スル公債證書給與未濟額ヲ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ給與ス

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ本法施行ノ日ヨリ六箇月以内ニ其ノ理由及證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ願出ツヘシ

第三條 前條ノ願出ニ對シ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ指令ヲ受取リタル日ヨリ六箇月以内ニ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 政府ヨリ御發言ヲ求メラレマシタ、高橋大藏大臣

〔國務大臣高橋是清君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(高橋是清君) 只今一括上程サレマシタ家祿賞典祿給與未濟ニ關スル法律案竝ニ郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案ニ對スル政府ノ意見ヲ申述べマス、本法律案ト同様ノ法律案ガ、既ニ數回議會ニ提出セラレタノデアリマスルガ、政府トシテハ其都度之ニ同意シ得ナイ旨ヲ表示シテ參ツタノデアリマシタ、今日ニ於テモ、政府ハ依然之ニ同意スルコトガ出來ナイノデアリマス、其理由ノ詳細ハ委員會ニ於テ政府委員ヨリ述べタルコト致シマシテ、茲ニ其大要ヲ申上ゲマス、先ヅ家祿

賞典祿給與未濟ニ關スル法律案ニ對スル反對理由トシテハ、抑、明治九年ノ所謂金祿公債處分ナルモノハ、將來ノ毎年ノ給與ヲ廢スルコトヲ前提トシ、其救済方法トシテ、各人ノ祿高ヲ基トシ、一定額ノ公債ヲ一時ニ給與シタノデアリマス、而シテ明治三十年ノ家祿賞典祿處分法ハ、金祿公債處分ニ依ッテ支給シタル公債ノ元本金額ニ付テ不足アルモノニ對シ、其不足分ヲ追給スル趣旨ノ法律デアリマシテ、毎年ノ給與ノ不足分ニ對スル追給ノ法律デアリマセ

ス、故ニ本法律案提出ノ根本理由トナツテ居ル點、即チ金祿公債處分以後ノ毎年ノ給與不足ハ、明治三十年ノ法律ニ依リ追給サレタケレドモ、明治三年カラ九年迄ノ間ノ毎年ノ給與不足ハ未ダ追給サレテ居ラナイ故、此分ニ對シテモ追給ヲ爲スベキデアルトノ主張ハ、之ヲ承認スルコトガ出來ナイノデアリマス、又秩祿處分問題ニ關スル從來ノ沿革カラ見マシテモ、大正八年法律第三十四號ノ制定ニ當リ、秩祿處分ニ關スル救済ハ之ヲ以テ最後トナス旨ノ聲明ガ議會ニ於テ爲サレタ次第デアリマシテ、今日更ニ此問題ヲ取上グルコトハ妥當デナイト考ヘマス、又本法律案ニ依ッテ救済セムトスル、明治初年ノ祿ノ給與不足ニ對スル請求權ノ如キハ、性質上俸給權類似ノモノデアリマシテ、從テ國家ニ對スル他ノ一般債權ト性質上何等異ナル所ガナイノデアリマス、斯ノ如キ普通ノ債權ヲ六十數年後ノ今日、之ガ復活ヲ認メルコトトナリマスレバ、

是ト類似ノモノデ權衡上認メザルヲ得ナイ
モノモ續出スベク、斯クテハ法律上時効ノ
制度ヲ設ケテ精神ヲ全ク没却スル結果トナ
ルノデアリマス、尙ホ之ヲ救済問題トシテ
考ヘマシテモ、當時ノ關係者ハ若干給與ニ
不足ガアツト致シマシテモ、免ニ角之ニ
依ツテ生計ヲ立テテ來タノデアリマシテ、其
家名承繼人ガ六十數年後ノ今日ニ於テ、必
シモ之ガ爲メ窮狀ニアルモノトモ認メ難
ク、從テ救済問題トシテ取扱フコトモ不合
理デアルト考ヘルノデアリマス、更ニ事務
處理上ノ關係カラ見マシテモ、何分六十數
年前ノ古イコトデアリ、且ツ大正十二年ノ
大震災デ大部分ノ重要資料ヲ滅失シテ居ル
關係上、其調査ハ頗ル至難ノ業デアリマシ
テ、從テ法律ハ出來マシテモ公平ニ之ヲ施
行スルコトガ出來ナイト云フ結果ニナリハ
セヌカト憂慮サレルノデアリマス、次ニ郷
又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關ス
ル法律案ニ對スル反對理由ハ、大體ニ於テ
只今申上ゲマシタ家祿ニ關スル法律案ト共
通ノ點ガ多イノデアリマスガ、特ニ本法律
案ノ目的トシテ居リマスル鹿兒島藩ノ協力
高ニ付キマシテハ、大正十一年行政裁判所
ノ確定判決ニ依リ届出洩ノモノ無キ旨ガ既
ニ示サレテ居ル次第デアリマス、從テ若シ
此法律案ニ依リマシテ、此事件ヲ再ビ取上ゲ
ルコトニナリマスレバ、行政裁判所ノ確定
判決ニ對シテ再審理ノ途ヲ開クコトト相成
ルノデアリマシテ、斯ノ如キハ今日ノ行政
裁判法ノ趣旨ヨリ考ヘマシテモ適當デナイ

ト思ヒマス、以上ノ次第デアリマスカラ、
政府ハ只今一括上程サレマシタル兩法律案
ニ對シテ、遺憾ナガラ同意イタスコトガ出
來ナイノデアリマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑モ
ゴザイマセヌケレバ、此二案ハ日程第三ノ
法律案外四件ノ特別委員ニ付託ヲ致シマス

○副議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセ
マス

(瀨古書記官朗讀)

本日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ

勞働者災害扶助法中改正法律案

工場法中改正法律案

鑛業法中改正法律案

本日刑法中改正法律案特別委員會ニ於テ當
選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

委員長 木場 貞長君

副委員長 男爵徳川 喜翰君

○副議長(伯爵松平賴壽君) 次會ハ明日午
前十時開會イタシマス、議事日程ハ本院彙
報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、本日ハ是ニテ
散會イタシマス

午後零時十四分散會

貴族院議事速記録第十一號正誤

頁	段	行	誤	正
一〇五	四	五	男爵本田政 樹君	男爵本多政 樹君
一二二	〃	二二	松村君	杉村君